

事 務 連 絡
令和5年9月28日

各都道府県防災主管部（局） 御中

消防庁国民保護・防災部防災課
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

電気事業法第34条第1項の規定に基づく災害対応等への電力情報の活用について（事務連絡）

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「改正法」という。）の一部施行（令和2年6月12日及び令和4年4月1日）に伴い、改正電気事業法（昭和39年法律第170号）第34条の規定に基づき、経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者（注）に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることが措置されました。

経済産業省では、自治体へのヒアリング等を通じ、一般送配電事業者に求める情報提供の内容についてより有用となるように整理を進めてきました。今般、電力データ集約システムの運用が開始され、整理を進めてきた情報の提供が可能となることに併せて、本制度に基づき情報を提供する一般送配電事業者及び情報の提供を受ける関係行政機関等において、情報の適切な管理を確保するための「電気事業法第34条第1項の規定に基づく必要な情報の提供の求めに関する考え方」及びそれに基づく要請書の様式を別紙1、別紙2、別紙3のとおり改正致しました。

電力データ集約システムは、各エリアで段階的に運用を開始する為、新たな要請書の様式については、電力データ集約システムの運用開始に併せて利用を

開始いただきますようお願い致します。また、電力データ集約システムの御利用には、システム構築等の事前準備が必要です。詳細や各エリアの運用開始スケジュールは別紙４のとおりです。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知頂くとともに、活用を促すための助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関して、御不明な点や御要望等がございましたら、下記の経済産業省の担当までお問い合わせをお願いいたします。

（注）一般送配電事業（自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業）を行うことについて、経済産業大臣の許可を受けた事業者。北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社の１０社。

（注）配電事業（自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業）を行うことについて、経済産業大臣の許可を受けた事業者。

問い合わせ先

経済産業省

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室

電話：０３－３５０１－１７４８

担当：高橋、今川

電気事業法第34条第1項の規定に基づく必要な情報の提供 の求めに関する考え方

2020年6月
2022年4月・2023年9月一部改正
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

第1 基本的な考え方

1. 経済産業大臣による情報の提供の求め

- (1) 経済産業大臣は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第34条第1項の規定に基づき、「必要な情報を提供することを求める」際は、「包括要請」又は「個別要請」により行うものとする。
- (2) 「包括要請」とは、改正法の施行後、速やかに、経済産業大臣が一般送配電事業者又は配電事業者に対して行う要請をいう。
- (3) 「個別要請」とは、災害等の発生の状況に照らし、必要に応じ、経済産業大臣が一般送配電事業者又は配電事業者に対して行う要請をいう。

2. 一般送配電事業者又は配電事業者による情報の提供

- (1) 一般送配電事業者又は配電事業者は、電気事業法第34条の規定、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号）及び本考え方に基づき必要な情報を提供するものとする。
- (2) 一般送配電事業者又は配電事業者は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）の長に提供する情報について、個人情報が含まれる場合には、その事実を当該関係行政機関等の長に対し明記した上で、提供するものとする。
- (3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、関係行政機関等において、下記3.（2）の取扱いが適切に行われないおそれがあると認めるときその他情報の提供に際して判断に

疑義が生じるときは、資源エネルギー庁に相談するものとする。

3. 関係行政機関等による情報の利用

(1) 関係行政機関等は、「電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため」、一般送配電事業者又は配電事業者が保有する情報の提供を受けようとするときは、本考え方に基づき、必要な情報の提供を要請するものとする。

(2) 上記(1)により提供を受けた情報に個人情報が含まれる場合には、関係行政機関の長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、また、地方公共団体の長は、個人情報保護法の趣旨に則り策定する条例の規定に基づき、提供を受けた情報について適切に取り扱うものとする。

具体的には、

- ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないこと
- ・情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去又は廃棄等の適切な方法で処理すること
- ・個人情報取扱責任者を置くなど安全管理措置を講ずること

など、個人情報保護法、同法の趣旨に則り策定する条例及びこれらの趣旨に則り適切に取り扱うものとする。

第2 「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処」のため必要があると認める場合における情報提供の考え方

1. 包括要請について

(1) 一般送配電事業者又は配電事業者が関係行政機関等の長に提供する情報は、①配電線地図、②通電情報^(注)及び③復旧工事計画とする。

(注) スマートメーターの応答情報から通電又は停電と推定される情報等（詳細は別紙2参照）。以下同じ。

(2) 関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処」のため、一般送配電事業者又は配電事業者に対

し、上記（１）①から③までの情報の提供を求める必要があるときは、書面により（ただし、事態の進展が特に急速である場合など、直ちに書面によることが困難な場合は、口頭、電話等の方法によることも可能とし、その場合は事後的に書面を送付するものとする。）、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、情報提供を求めるものとする。

（３）一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がない限り、上記（２）の求めに係る情報について、速やかに、関係行政機関等の長に対し、提供するものとする。

２．個別要請について

（１）関係行政機関等の長は、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる緊急の事態への対処のため、一般送配電事業者又は配電事業者に対して１．（１）①から③まで以外の情報の提供を求める必要があるとき又は包括要請に基づく１．（１）①から③までの情報提供がなされなかったときは、書面により（ただし、事態の進展が特に急速である場合など、直ちに書面によることが困難な場合は、口頭、電話等の方法によることも可能とし、その場合は事後的に書面を送付するものとする。）、経済産業大臣に対して求めるものとする。

（２）経済産業大臣は、提供の求めのあった情報が、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

（３）一般送配電事業者又は配電事業者は、上記（２）の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

第３ 「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため必要があると認める場合」における情報提供の考え方

１．包括要請について

（１）一般送配電事業者又は配電事業者が関係行政機関等の長に提供する情報は、配電線地図とする。

(2) 関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため」、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、上記 (1) の情報の提供を求める必要があるときは、その利用目的を具体的に明記の上、書面により、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、情報提供を求めるものとする。

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がない限り、上記 (2) の求めに係る情報について、速やかに、関係行政機関等の長に対し、提供するものとする。

2 . 個別要請について

(1) 関係行政機関等の長は、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態」の「発生の防止のため」、上記 1 . (1) 以外の情報の提供を一般送配電事業者又は配電事業者に対して求める必要があるとき又は包括要請に基づく 1 . (1) の情報提供がなされなかった場合であって当該情報の提供を求める必要があるときは、その利用目的を具体的に明記の上、書面により、経済産業大臣に対して求めるものとする。

(2) 経済産業大臣は、提供の求めのあった情報が、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある緊急の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

(3) 一般送配電事業者又は配電事業者は、上記 (2) の求めがある場合、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

通 電 情 報	30分電力量（供給／受電）、月間電力量（供給／受電）、次回検針日、通電情報、需要家特定ID、データ種別、供給／受電地点特定番号、氏名、郵便番号、住所、契約電力、契約受電電力、引込位置情報、計器ID、建物分類、電圧分類、電気方式、業務用／産業用、託送契約有無、受給契約有無、発電設備種別、発電設備容量、供給側新設日、供給側全廃日、供給側再新日、供給側全撤日、受電側新設日、受電側廃止日、受電側開始日、受電側全撤日、データ作成日、データ作成時刻、電話番号。
---------	--

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇電力ネットワーク株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 殿

関係行政機関あるいは地方公共団体の長

電力データ提供要請書（包括要請）
～略～

利用目的	非常災害時		防災訓練
	台風〇〇号による大規模長時間停電発生に 対する対応のため		〇〇市防災訓練のため
データ利用期間	要請日から災害対策活動終了まで※注 1		〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
対象自治体	〇〇〇県〇〇〇市		
提供要請情報 (必要とする情報にチェック)	☐ 通電情報	☐ 配電線地図 ☐ 復旧工事計画	☐ 配電線地図
提供媒体	電力データ集約シ ステム	ホームページ公開情 報 電子媒体 または、 紙媒体	電子媒体 または、紙媒体
提供方法	LGWAN 経由または API 連係にて電力 データ集約システ ムから必要な情報 を適時入手 <u>利用規約 A</u>	ホームページ公開情 報 電子メール また は、手交 <u>利用規約 B</u>	電子メール または、手交 <u>利用規約 B</u>
要請者	(組織・部署) 〇〇県〇〇市〇〇部 (担 当 者) 〇〇 〇〇 (E-mail) aaaaa@aaaaa.go.jp (電話番号) XXX-XXX-XXXX		

注 1) 電力データ集約システム利用におけるアカウント（LGWAN 経由：自治体情報、ユーザーID・PW、API 連係：自治体情
報）は 2 週間利用可能です。2 週間以上の利用を想定される場合は、2 週間ごとに申請が必要となります。

注 2) 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者等のホームページにて適時公表して
おります。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）

注 3) 電力データ集約システムの障害復旧に長期を要する場合は代替方法によりデータ提供を行うことがあります。また、
非常災害の復旧対応状況により、問合せに対応できない場合があります。

注 4) 離島など地域によっては電力データ集約システムよりデータの取得ができない場合があります。詳細については管轄
の一般送配電事業者等へご確認ください。

「電力データ利用規約」の内容に同意したうえで要請します。

チェック欄	☐
-------	--------------------------

以 上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

関係行政機関あるいは地方公共団体の長

電力データ提供要請書（個別要請）

～略～

利用目的	非常災害時	防災訓練	
	台風〇〇号による大規模長時間停電発生に対する対応のため	〇〇市防災訓練のため	
データ利用期間	要請日から災害対策活動終了まで	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日※注1	
対象自治体	〇〇〇県〇〇〇市		
提供要請情報 (必要とする情報にチェック)	☐ 包括要請以外の情報 ()	☐ 通電情報	☐ 左記以外の情報
提供媒体	電子媒体 または、紙媒体	電力データ集約システム	電子媒体 または、紙媒体
提供方法	電子メール または、手交 <u>利用規約C</u>	LGWAN 経由またはAPI 連係にて電力データ集約システムから必要な情報を適時入手 <u>利用規約D</u>	電子メール または、手交 <u>利用規約C</u>
要請者	(組織・部署) 〇〇県〇〇市〇〇部 (担当者) 〇〇 〇〇 (E-mail) aaaaa@aaaaa. go. jp (電話番号) XXX-XXX-XXXX		

注1) 電力データ集約システム利用におけるアカウント（LGWAN 経由：自治体情報、ユーザーID・PW、API 連係：自治体情報）は2週間利用可能です。2週間以上の利用を想定される場合は、2週間ごとに申請が必要となります。

注2) 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者等のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）

注3) 電力データ集約システムの障害復旧に長期を要する場合は代替方法によりデータ提供を行うことがあります。また、非常災害の復旧対応状況により、問合せに対応できない場合があります。

注4) 離島など地域によっては電力データ集約システムよりデータの取得ができない場合があります。詳細については管轄の一般送配電事業者等へご確認ください。

「電力データ利用規約」の内容に同意したうえで要請します。

チェック欄

☐

以 上

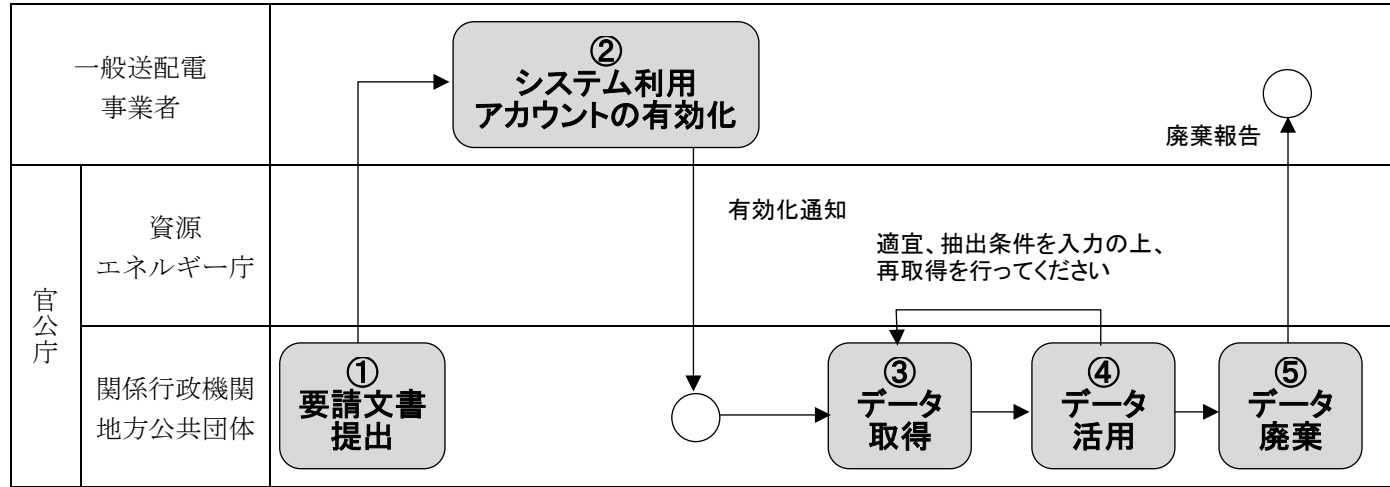
利用規約 A：包括要請 通電情報の規約（非常災害時）

電力データ利用規約

この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が電力データ集約システムにて提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。

■運用ルール

・運用フロー



・補足事項

運用ルール全般		
- 電力データ集約システムによるデータの取得には、事前に電力データ集約システムからのダウンロード（以下、LGWAN 経由）または自治体システムと電力データ集約システム間のデータ連係（以下、API 連係）のいずれかを選択し、システム利用手続き（アカウント登録および環境設定等）をする必要があります。本手続きについては、管轄エリアの一般送配電事業者等にお問い合わせください。 - 運用ルールは、システム利用手続き以降における原則的な取扱いを定めたもので、非常災害の復旧対応状況やシステム障害等により、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。 - 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。）		
① 要請文書提出		
要請タイミング	一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。	
② システム利用アカウント有効化		
アカウント有効化	- 要請文書の受領後、アカウント有効化の対応を進めます。 - 一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況やシステム障害等により、対応に時間を要する場合も想定されますので予めご了承ください。 - アカウントの有効化完了後、電力データ提供要請文書に記載された連絡先に通知します。	
アカウント有効期間	アカウント（LGWAN 経由利用：自治体情報、ユーザーID・PW、API 連係利用：自治体情報）の有効期間は2週間です。アカウントの有効期間を超えて利用する場合は、管轄エリアの一般送配電事業者等へ再度要請文書の提出をお願いします。	
③ データ取得		
データ説明	「通電情報」とは、スマートメーターの応答情報から通電又は停電と推定される情報等であり、30分電力量（供給／受電）、月間電力量（供給／受電）、次回検針日、通電情報、需要家特定ID、データ種別、供給／受電地点特定番号、氏名、郵便番号、住所、契約電力、契約受電電力、引込位置情報、計器ID、建物分類、電圧分類、電気方式、業務用／産業用、託送契約有無、受給契約有無、発電設備種別、発電設備容量、供給側新設日、供給側全廃日、供給側再新日、供給側全撤日、受電側新設日、受電側廃止日、受電側開始日、受電側全撤日、データ作成日、データ作成時刻、電話番号を含みます。 - 上記情報に加えて、電力データ集約システムに具備する機能によって統計加工された個人情報を含まないデータについても提供が可能です。	
データの取得方法	- システム利用手続きにおいて選択した LGWAN 経由または API 連係によるデータ取得方法でデータを取得願います。 - 電力データ集約システム上のデータは適宜更新されます。必要の都度、抽出条件を入力の上、再取得を行ってください。 - 電力データ集約システムの障害復旧に長期を要する場合は、本規約に準じて一般送配電事業者等からデータ提供を行う場合があります。	
④ データ活用		
データ取扱い	- 取得した電力データを要請書に記載の利用目的以外で利用することはできません。 - 電力データの受領以降のデータ活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保	

		護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱ってください。 - 第三者へのデータ提供は一切禁止いたします。 - 統計データについては統計データから特定の個人の再識別化を行うことを禁止いたします。
	データの問合せ	非常災害の復旧対応状況やシステム障害等により、データ提供に時間を要する場合や問い合わせに対応できない場合があります。
⑤データ廃棄		
	データ廃棄	- 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、データの消去または廃棄等を実施してください。 - データ廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。
免責事項		
		- 電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失または損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 - また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 - 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。

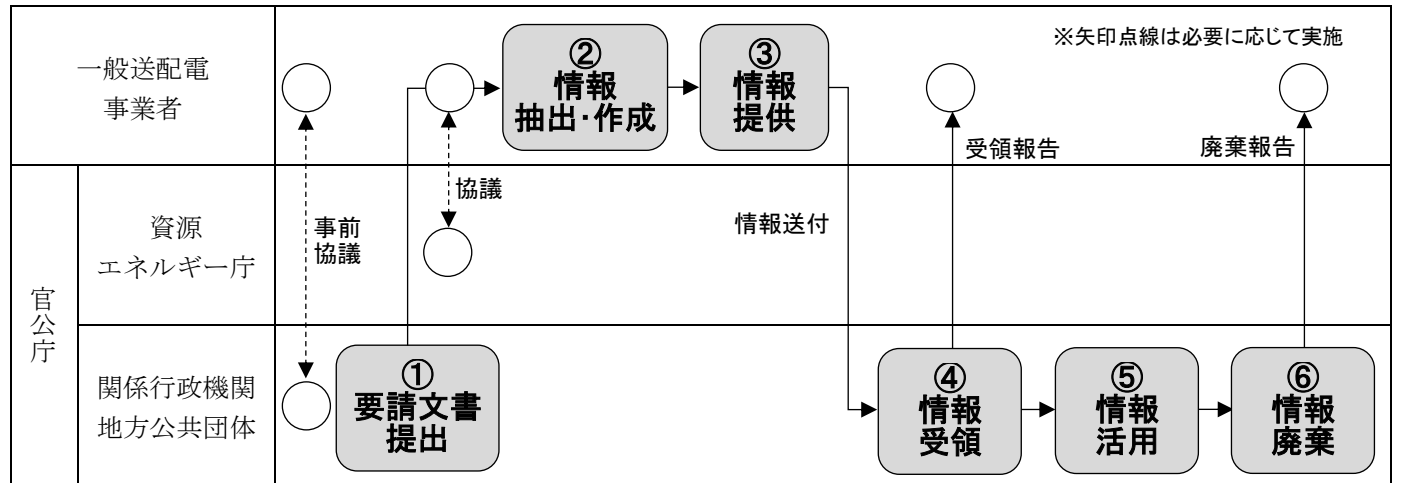
以上

電力データ利用規約

この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。

■運用ルール

・運用フロー



・補足事項

運用ルール全般	
- 運用ルールは、原則的な取扱いを定めたもので、災害復旧優先のため、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。 - 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。） - 情報の活用用途により、提供する情報の内容やタイミング等、以下に掲げる具体的事項について、必要に応じて確認、事前協議させていただきます。	
①要請文書提出	
要請タイミング	- 復旧対応中であるため、断続的な要請には対応できない場合があります。 - 一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。 - 停電エリアが広範囲に及ぶ場合は、情報提供にかなりの時間を要する可能性があります。
②情報抽出・作成	
情報の説明	「配電線地図」とは、高圧停電エリアが記載された地図情報です。 - 提供する情報は、一般送配電事業者等が保有しているフォーマットとします。
③情報提供	
提供タイミング	要請を受けてから速やかに提供準備を進めますが、一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況によっては、1日前後あるいはそれ以上かかる場合も想定されますので予めご了承願います。
提供媒体	電子媒体（パスワード付）、ホームページ公開情報、または紙媒体となります。
提供方法	電子メール（パスワードは別メールにてお知らせ）等、または手交にて提供します。
提供した情報の更新	要請者から情報更新の求めがあった場合、復旧作業の進捗状況に応じて可能な範囲で更新情報を提供します。
④情報受領	
受領報告	- 情報受領後、必ず情報提供元へ受領報告（電子メール等）してください。 - 手交にて受領した場合は、一般送配電事業者等が定める様式への押印やサインをいただきます。
⑤情報活用	
情報取扱い	「④情報受領」以降の情報活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱いください。
⑥情報廃棄	
情報廃棄	- 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、情報の消去または廃棄等を実施してください。 - 情報廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。
免責事項	
- 電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失または損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 - また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。	

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 |
|--|---|

以上

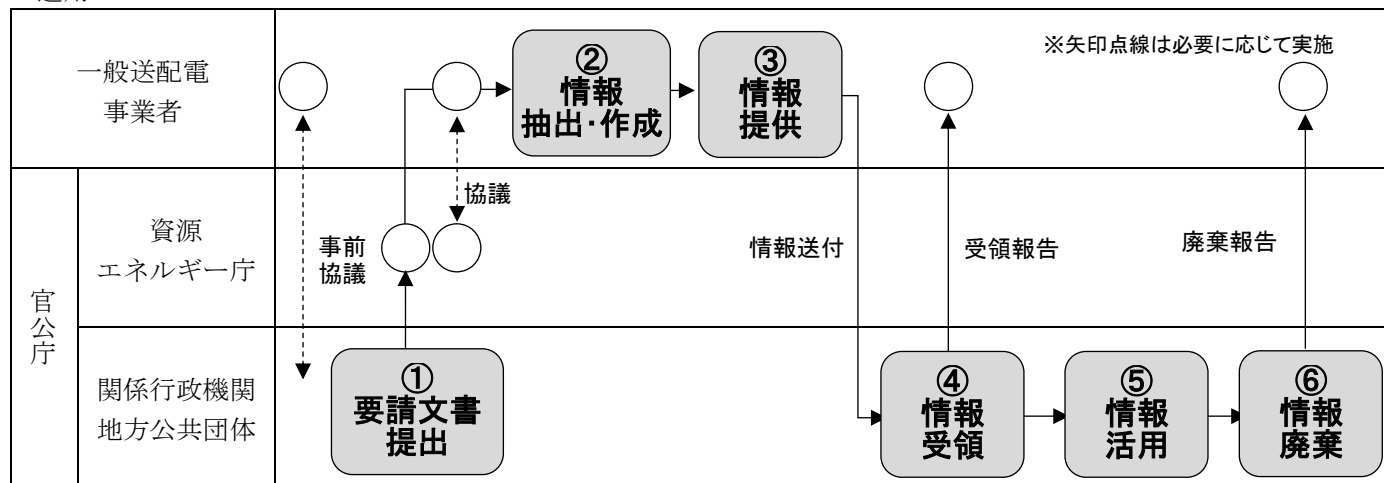
利用規約C：個別要請 包括要請以外の場合の規約（非常災害時、防災訓練）

電力データ利用規約

この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。

■運用ルール

・運用フロー



・補足事項

運用ルール全般		
- 運用ルールは、原則的な取扱いを定めたもので、災害復旧優先のため、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。 - 停電エリアや復旧見込み等の情報については、管轄エリアの一般送配電事業者のホームページにて適時公表しております。（特に発災初期においては、ホームページをご活用ください。） - 情報の活用用途に応じて、提供情報の内容や提供タイミング等、以下に掲げる具体的事項について、必要に応じて確認、事前協議させていただきます。		
①要請文書提出		
要請タイミング	- 復旧対応中であるため、断続的な要請には対応できない場合があります。 - 一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。 - 停電エリアが広範囲に及ぶ場合は、情報提供にかなりの時間を要する可能性があります。	
②情報抽出・作成		
情報の説明	要請された情報の種別によっては、抽出等に長時間を要する場合や抽出できない場合がございます。	
③情報提供		
提供タイミング	要請を受けてから速やかに提供準備を進めますが、一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況によっては、1日前後あるいはそれ以上かかる場合も想定されますので予めご了承ください。	
提供媒体	電子媒体（パスワード付）、ホームページ公開情報、または紙媒体となります。	
提供方法	電子メール（パスワードは別メールにてお知らせ）等、または手交にて提供します。	
提供した情報の更新	要請者から情報更新の求めがあった場合、復旧作業の進捗状況に応じて可能な範囲で更新データを提供します。	
④情報受領		
受領報告	- 情報受領後、必ず情報提供元へ受領報告（電子メール等）してください。 - 手交にて受領した場合は、一般送配電事業者等が定める様式への押印やサインをいただきます。	
⑤情報活用		
情報取扱い	「④情報受領」以降の情報活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱いください。	
⑥情報廃棄		
情報廃棄	- 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、情報の消去または廃棄等を実施してください。 - 情報廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。	
文書管理		
本要請書のひな型は資源エネルギー庁電力産業・市場室と一般送配電事業者等間で共有し、窓口等は必要な都度更新します。		
免責事項		
電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失ま		

たは損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。

- ・ また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。
- ・ 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。

以上

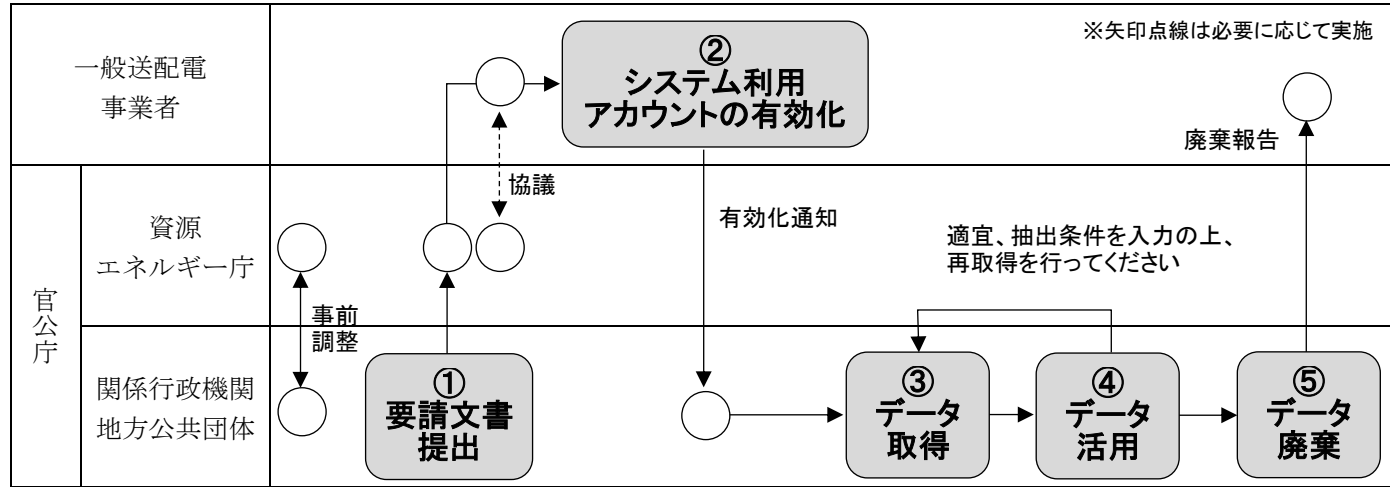
利用規約D：個別要請 通電情報の規約（防災訓練）

電力データ利用規約

この規約（以下、「本規約」という。）は、一般送配電事業者又は配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）が電力データ集約システムにて提供する電力データの利用に関する運用ルールを定めたものです。電力データの運用取扱いに関しては、本規約に同意のうえ利用してください。

■運用ルール

・運用フロー



・補足事項

運用ルール全般	
電力データ集約システムによるデータの取得には、事前に電力データ集約システムからのダウンロード（以下、LGWAN 経由）または自治体システムと電力データ集約システム間のデータ連係（以下、API 連係）のいずれかを選択し、システム利用手続き（アカウント登録および環境設定等）が必要となります。なお、本手続きについては、管轄エリアの一般送配電事業者等にお問い合わせください。 運用ルールは、システム利用手続き以降における原則的な取扱いを定めたもので、一般送配電事業者等が運用ルールどおりに対応できない場合があります。 要請文書提出を行う前に、電力データの活用用途等について資源エネルギー庁と事前調整を行ってください。	
①要請文書提出	
要請タイミング	一般送配電事業者等は、関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）から電力データ提供の要請を受けた後、情報提供に際して資源エネルギー庁と協議する場合があります。
②システム利用アカウントの有効化	
アカウント有効化	要請文書の受領後、アカウント有効化の対応を進めます。 一般送配電事業者等社内の業務輻輳状況やシステム障害等により、対応に時間を要する場合も想定されますので予めご了承ください。 アカウントの有効化完了後、電力データ提供要請文書に記載された連絡先に通知します。
アカウント有効期間	アカウント（LGWAN 経由利用：自治体情報、ユーザーID・PW、API 連係利用：自治体情報）の有効期間は2週間です。アカウントの有効期間を超えて利用する場合は、管轄エリアの一般送配電事業者等へ再度要請文書の提出をお願いします。
③データ取得	
データ説明	「通電情報」とは、スマートメーターの応答情報から通電又は停電と推定される情報等であり、30分電力量（供給／受電）、月間電力量（供給／受電）、次回検針日、通電情報、需要家特定ID、データ種別、供給／受電地点特定番号、氏名、郵便番号、住所、契約電力、契約受電電力、引込位置情報、計器ID、建物分類、電圧分類、電気方式、業務用／産業用、託送契約有無、受給契約有無、発電設備種別、発電設備容量、供給側新設日、供給側全廃日、供給側再新日、供給側全撤日、受電側新設日、受電側廃止日、受電側開始日、受電側全撤日、データ作成日、データ作成時刻、電話番号を含みます。 上記情報に加えて、電力データ集約システムに具備する機能によって統計加工された個人情報を含まないデータについても提供が可能です。
データの取得方法	システム利用手続きにおいて選択したLGWAN経由またはAPI連係によるデータ取得方法でデータを取得願います。 電力データ集約システム上のデータは適宜更新されます。必要の都度、抽出条件を入力の上、再取得を行ってください。
⑤ データ活用	
データ取扱い	取得した電力データを要請書に記載する利用目的以外で利用することはできません。 電力データの受領以降のデータ活用にあたっては、関係行政機関等の責任のもと、個人情報保護法等の関連法令、条例、ガイドライン等に則り適切に取扱いください。 第三者へのデータ提供は一切禁止いたします。 統計データについては統計データから特定の個人の再識別化を行うことを禁止いたします。

	データの問合せ	・ システム障害等により、データ提供に時間を要する場合や問い合わせに対応できない場合があります。
⑤データ廃棄		
	データ廃棄	・ 要請書に記載の利用目的が終了した後、速やかに関係行政機関等の責任のもと、データの消去または廃棄等を実施してください。 ・ データ廃棄後、速やかに提供元へ廃棄報告（電子メール等）してください。
文書管理		
	・ 本要請書のひな型は資源エネルギー庁電力産業・市場室と一般送配電事業者等間で共有し、窓口等は必要な都度更新します。	
免責事項		
	・ 電力データに依拠し、または電力データを信頼して行った行動等により被った、いかなる生命、身体、財産上の損失または損害について一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 ・ また、天災地変、若しくはこれに類するもの、通信設備事故、システム障害又は緊急メンテナンス等のその他一般送配電事業者等の責に帰すことのできない事由（不可抗力）において電力データの提供ができない場合に生じるいかなる生命、身体、財産上の損失または損害についても一般送配電事業者等は責任を負いかねます。 ・ 提供データの漏えい等が発生し、又は発生した可能性のある提供データに個人情報が含まれる場合には、これを生じさせた当事者が、個人情報保護法に従い、必要に応じて、個人情報保護委員会に対して、その旨報告し、その指示に従うものとし、一般送配電事業者等は責任を負いかねます。	

以上

電力データ集約システムの利用手続き (関係行政機関・地方公共団体向け)

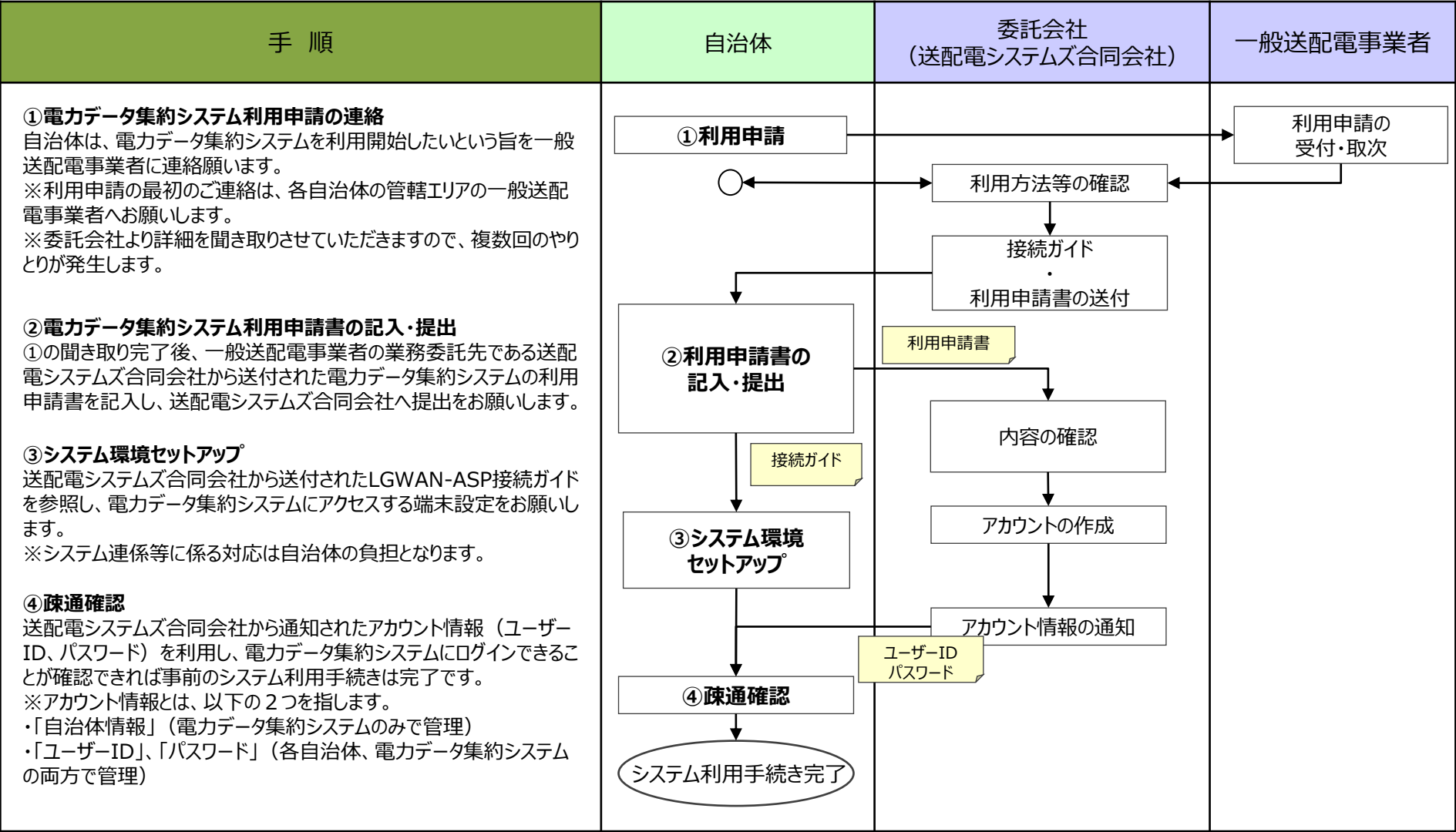
事前のシステム利用手続きについて

電力データ集約システムから電力データを取得するためには、電力データ集約システムからのダウンロード（LGWAN経由）と自治体システムと電力データ集約システム間のデータ関係（API関係）の2つの方法があります。

事前のシステム利用手続きは、それぞれの方法により異なりますので、まずは、一般送配電事業者または配電事業者にお問い合わせください。なお、いずれの方法を選択しても取得できる電力データに差異はありません。

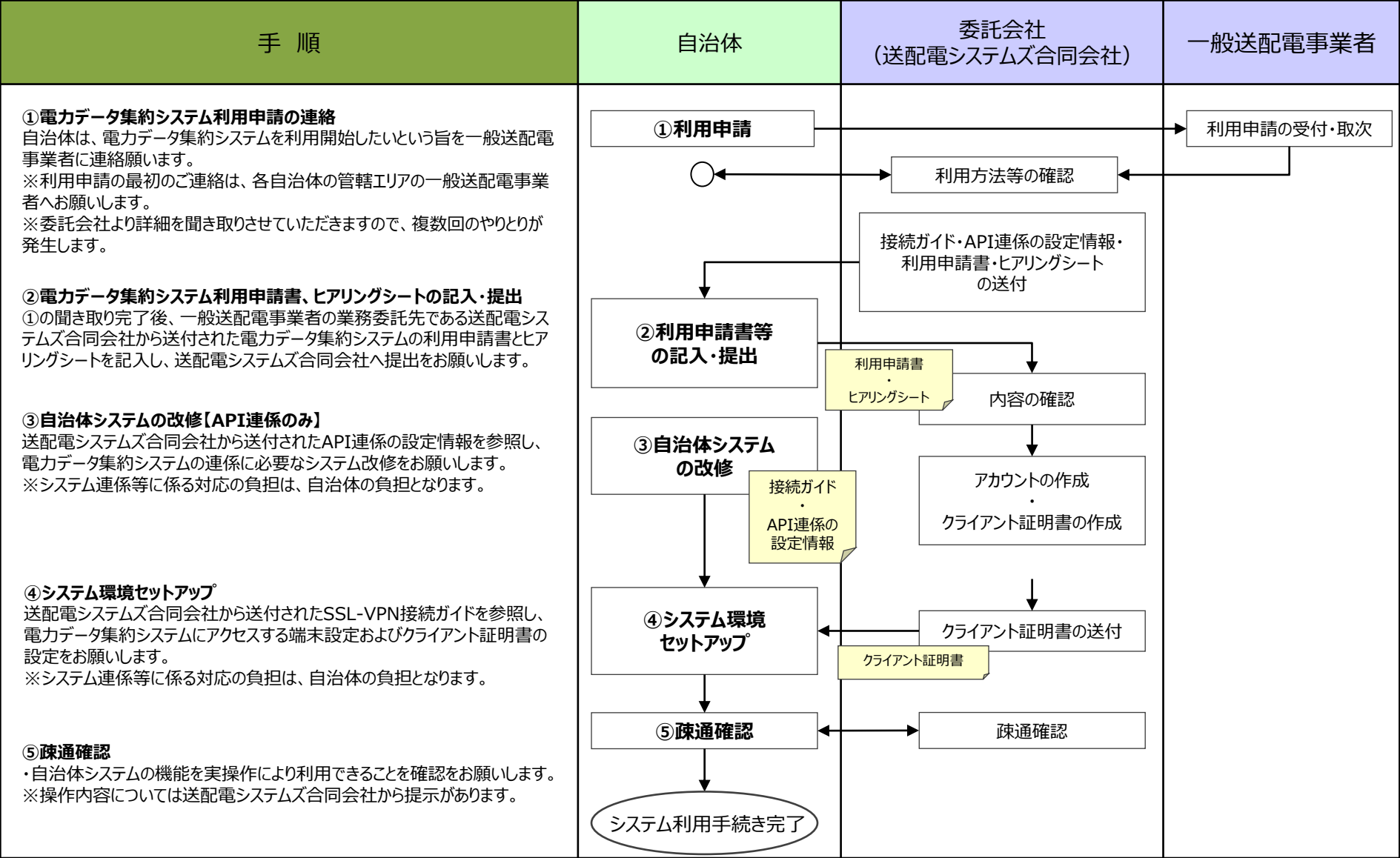
電力データ取得方法		システム利用手続き
電力データ集約システムからのダウンロード （LGWAN経由）	LGWAN（総合行政ネットワーク）を経由して電力データ集約システムにアクセスし、電力データ集約システムを操作して電力データを取得する方法	- 電力データ集約システム利用申請書の提出が必要 - LGWANの環境等の設定が必要
自治体システムと電力データ集約システム間のデータ関係 （API関係）	関係行政機関・地方公共団体のシステム（例：総合防災システム等）に電力データ集約システムを関係するための環境を構築いただき、システム間の関係により電力データを取得する方法	- 電力データ集約システム利用申請書とヒアリングシートの提出が必要 - 電力データ集約システムとデータ関係するためには各自治体システムの改修等、システム間関係に必要な環境構築

電力データ集約システムからのダウンロード（LGWAN経由）



参考：電力データの取得について
事前にシステム利用手続きを完了していることにより、電力データ取得時には要請文書提出後にアカウント情報を有効化することで電力データ提供が可能となります。
※アカウント情報の有効化については、データ提供要請書（フロー・補足事項）を参照。

自治体システムと集約システム間のデータ関係（API関係）



参考：電力データの取得について
事前にシステム利用手続きを完了していることにより、電力データ取得時には要請文書提出後にアカウント情報を有効化することで電力データ提供が可能となります。
※アカウント情報の有効化については、データ提供要請書（フロー・補足事項）を参照。

電力データ集約システムの注意事項

- 電力データのデータ提供開始時期につきましては、エリアにより異なります。対象エリアの拡大予定時期は、下記のとおりです。

電力データ提供 対象エリア拡大予定時期	
2023年9月	東京電力パワーグリッド株式会社
2023年10月～11月	中部電力パワーグリッド株式会社 関西電力送配電株式会社
2023年12月～2024年1月	中国電力ネットワーク株式会社 九州電力送配電株式会社
2024年2月～3月	東北電力ネットワーク株式会社 北陸電力送配電株式会社
2024年3月～4月	四国電力送配電株式会社
2024年9月～10月	北海道電力ネットワーク株式会社
2024年11月～12月	沖縄電力株式会社

- 上記の電力データは、「月次データ」と「日次データ」の提供となります。2025年上期以降、「リアルタイムデータ」の提供を計画しております。

【電力データ提供の要請に関するお問い合わせ】

会社	所属	(参考) URL
北海道電力ネットワーク株式会社	流通総務部総務グループ	https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/index.html ※本店の連絡先
東北電力ネットワーク株式会社	支社・事業所（配電）	https://nw.tohoku-epco.co.jp/company/office/
東京電力パワーグリッド株式会社	本社 業務統括室 総務グループ	https://www.tepco.co.jp/pg/company/summary/area-office/tokyo.html ※本社の連絡先
中部電力パワーグリッド株式会社	各支社・営業所	https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/company/officelist/eigyosho/
北陸電力送配電株式会社	本社 総務・コンプライアンス推進部	https://www.rikuden.co.jp/nw_toiawase/index.html
関西電力送配電株式会社	各本部	関西電力送配電株式会社の各本部における自治体窓口にお問い合わせください。
中国電力ネットワーク株式会社	本社 ネットワークサービス部 サービス総括グループ	https://www.energia.co.jp/nw/contact/
四国電力送配電株式会社	本社 総務部総務グループ	https://www.yonden.co.jp/nw/corporate/summary/index.html ※本社の連絡先
九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所	https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html
沖縄電力株式会社	本店 送配電事業部 ネットワーク企画グループ	https://www.okiden.co.jp/company/guide/office/list/index.html

【電力データ集約システムに関するお問い合わせ】

会社	所属	(参考) URL
送配電システムズ合同会社	電力データ集約グループ	https://souhai-sys.co.jp/contact/

※包括要請は、関係行政機関等と一般送配電事業者が事前協議のうえ設定する連絡ルートを活用することも可。